

令和3年1月14日

阪南市地域交流館ご利用のみなさま

(阪南市地域交流館指定管理者)
社会福祉法人阪南市社会福祉協議会

緊急事態宣言期間中の阪南市地域交流館利用対応について

いつも阪南市地域交流館をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

政府が1月13日に発出した緊急事態宣言の対応として、阪南市から本施設指定管理者である本会へ、下記のとおり貸館の制限の要請がありました。

合わせて、利用料の還付手続きについて、阪南市と協議のうえ、本会として下記のとおり対応することになりました。

ご利用のみなさまには、期間中大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 開館時間の短縮について

(短縮期間) 令和3年1月17日(日曜日)～2月7日(日曜日)

(内容) 夜間10時まで ⇒ 夜間8時まで

(2) 利用料の還付手続きの特例について

(利用日①) 令和3年1月14日(木曜日)～17日(日曜日)

(申請期限) 利用日の当日まで

(申請方法) 下記のどちらかで手続きをお願いします。

(ア) 窓口での書類手続き

(イ) 電話での手続き (ただし、2月28日(日曜日)までに返金のため
窓口で書類手続きが必要です。)

(利用日②) 令和3年1月19日(火曜日)～2月7日(日曜日)

(申請期限) 利用日の3日前まで

(申請方法) 下記のどちらかで手続きをお願いします。

(ア) 窓口での書類手続き

(イ) 電話での手続き (ただし、2月28日(日曜日)までに返金のため
窓口で書類手続きが必要です。)

還付手続きについてご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。

なお、令和3年2月8日以降の対応については、通常通り3日前までに窓口での申請をお願いします。

【お問合せ】

(阪南市地域交流館指定管理者)
社会福祉法人阪南市社会福祉協議会
電話 072-472-3333
FAX 072-471-7900